

# 北広島町農業委員会第33回総会議事録

事務局 (第33回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

事務局 (事務局報告)

---

## 議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

18番 3月18日に17番委員と現地を確認しました。内容は摘要欄のとおりですが申請地は譲受人宅横で以前から譲受人が耕作をされていました。このことから今回の申請に至ったそうです。農業機械も装備されていますし、周辺の農地への悪影響もありませんので許可妥当と判断しました。

会長 それでは質疑に入ります。番号1番についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

18番 譲渡人は高齢で耕作はされていません。昨年も案件が提出されていましたが、今回の申請地はその付近にあることから譲渡人から譲渡の申し入れがあり、この度の売買に至ったとのことです。譲り受けた後も今まで耕作されていた方に耕作を依頼されるそうです。周辺の農地への悪影響はありませんので、許可相当と判断しました。

会長 番号2番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はありませんか。

委員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

18番 譲受人は譲渡人の長男であり、たびたび帰郷し草刈り等を行っておられます。譲渡人も高齢であることから長男に贈与することとなったとのことであります。農業機械等も持っておられ3条に係る許可要件は満たしていると考えます。周辺の農地への悪影響はありませんので、許可妥当と判断しました。

会 長 番号3番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

職務代理者 譲渡人は体調不良であり耕作が困難な状況にあることから、譲受人との間で売買について協議を進めていたが、この度、協議がまとまったことから本申請に及んだとのことです。譲受人は牛を飼育されており申請地を採草地として利用したいとのことです。周辺の農地への悪影響はございません。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

会 長 番号4番について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて前回総会で保留となりました番号4番案件の第3条申請について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (営農計画書説明)
- 会 長 前回総会で蕎麦を植えるということと機械がないのでどうするか、との質問等があり営農計画書の提出を求めることとなりましたが、今回提出された営農計画では柿となっております。
- 会 長 それではこの件について質疑に入ります。ご意見ご質問等はございませんか。
- 3 番 5番の経営試算で作付面積が3,000㎡となっているが。
- 事 務 局 おそらく経営面積と今回取得する面積を合わせた営農計画だと思います。
- 6 番 農業経営費で柿を植えるということだが種苗費がゼロとなっているが、そのへんはどのようなのか。
- 会 長 柿がなるのに8年はかかるので当初は種苗というところの9年目以降は稚苗という意味なのか。
- 6 番 9年目以降というのは、植栽後9年目以降ということなのか。
- 事 務 局 そうです。柿はすぐに生るわけではないので、9年目以降という表記になっているのではないかと思います。
- 6 番 9年目以降となれば76歳になるが、これがきちんとできるかどうか疑問に思うところがあるのですが。
- 会 長 労働力は1年目から8年目は妻と二人で年間を通して作業し、9年目以降の収穫はパートを若干名雇用するような計画を立てておられます。高齢だからできなくなるとは限らないので、計画を受け取るしかない。
- 5 番 果樹を植えることによって周辺農地への影響はないのか。
- 会 長 樹高が記載されていないのでわかりませんが、最近の木の立て方としては低く作業のしやすい形で栽培がなされているので大丈夫だと思います。
- 15 番 面積の内訳は。
- 会 長 自作地と今回取得される面積です。

- 6 番 周辺土地所有者の同意が必要ではないか。
- 会 長 許可をする上でいろんな条件を付け提出書類が膨大になってはならないということがありますので、担当委員の今後の指導が必要となりますのでよろしくをお願いします。
- 1 6 番 隣接土地所有者に被害が出ないように植えれば問題ないのでは。また、低くしあればいいと思います。
- 会 長 色々ご意見はありますが、植栽の仕方によって被害が出るかどうかはあると思いますが、境界いっぱいまで植えると日陰になったりという心配があると思いますが、周りに影響が及ばない様な植え方をしてもらおうという方向で指導をお願いしたい。
- 3 番 指導ということでしかできないのか、許可書に条件を付けて出すことはできないのか。
- 会 長 今までの経緯でいうと条件を付けて許可書を出すことはできます。
- 1 4 番 3,000 m<sup>2</sup>柿を植えるには農機具が少ない。
- 会 長 農機具の取得の必要が生じた場合は、知人より借用又は購入をすると計画書に記載されています。
- 2 0 番 3年後は自由に使えるということで、おそらく柿の栽培も3年後はやめるのではないかなと思う。
- 会 長 今回、許可は3条ですので、3年後に4条が出てくる可能性はあると思いますので、その時の農業委員はしっかり指導をして貰うことになると思います。
- 2 番 1年目に植えるかどうか、目を光らせておくべき。
- 会 長 担当委員は、柿の植付け等準備をされているかどうか確認をお願いします。
- 1 6 番 周辺農地に影響が出ないように条件を付けてもらいたいと思います。
- 会 長 委員が言われるように条件を付けての許可になろうかと思います。  
その他、ご質問ご意見はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは採決に入ります。先月保留になりました第3条申請(番号4番案件)について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号 5 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

20 番 3月18日に職務代理者と共に現地調査を行いました。この件については平成28年6月24回総会の7番案件で許可を得ておりますが、当初240㎡ということで許可を得ておりましたが、住宅の部分が狭いとこのことでこの度、58㎡ほど追加で出されたということとあります。現在住宅は約80%位の出来上がりで軒下部分が入らないため農振除外され今回申請となったということとあります。計画面積も58㎡ということで妥当でありますし、周辺農地の営農条件にも支障はないことから許可妥当と考えます。

会 長 それでは番号5番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

18番 3月17日に17番委員と共に現地調査を行いました。申請地には以前より倉庫が建っており現在も利用されておりました。申請地が農地のままであることが今回判明したことから始末書を添付しての申請になったとこのこととあります。周辺の農地への悪影響もありませんし始末書を添付しての申請であり許可はやむを得ないと考えます。

会 長 それでは番号6番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

3 番 3月17日に21番委員と現地調査を行いました。父親の時代約4～50年前に災害で申請地が崩れて家屋にも被害が生じてその復旧をするのに父親がブロック積を施工したとのことです。周辺の農地への影響はありませんし、追認許可やむなしという状況であろうと2名一致した意見であり許可相当と判断しました。

会 長 それでは番号7番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号8番及び番号9番については関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

7 番 3月14日に16番委員と供に譲渡人の奥さんにお会いし現地を確認しました。申請地は20数年前から竹林化し地域も困っている状況でありました。申請地は道路に接しており太陽光発電設備を設置することによって周辺の農地への悪影響もありませんし、整備されることから良いのではないかと思います。譲渡人は後継者もおられませんし、周辺地域に迷惑を掛けたくないとのことから本申請に及んだとのことです。2名供一致した意見であり許可妥当と判断しました。

会 長 それでは番号8番及び番号9番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

6 番 423番地は農地ですか。

事 務 局 423番地は山林です。

会 長 双方とも発電量が 79.63kw となっていますが、何か訳があるのですか。

事 務 局 確認をいたしました。パネルも同じ枚数で発電量も同じです。

会 長 他にご意見ご質問はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 8 番及び番号 9 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 10 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

18 番 内容は摘要欄のとおりですが、申請地は以前宅地を建築するに際し拡張したがこの度、長男に所有権移転をしようとしたところ農地のままであることが判明したことから今回の申請に至ったとのことであります。周辺の農地への影響はありません。始末書も添付されておりますので、やむを得ないと考えます。

会 長 それでは番号 10 番について質疑に入ります。ご意見ご質問等をお願いします。

2 番 特 1 特 2 とは。

事 務 局 課税台帳から上がっていますので、既に現況課税が宅地と墓地になっています。農地台帳も課税台帳を準用していますので、このような表記になっています。

14 番 墓地は分筆が必要ではないか。

会 長 あまり広いと分筆が必要となります。886-1 を転用することですからその一部が墓地になるかもしれませんが、測量をして分筆されるのかは分かりませんが、このことを含めての宅地と墓に転用したいとのこと。

6 番 きちんと宅地と墓地に区分しないとおかしいと思う。

3 番 886-1 の現況はどの様になっているのか。

18 番 宅地の一部が掛っており、残りは墓地と庭敷きで畑は残っていません。

会 長 他にございませんか。

- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手多数)
- 会長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 20番 3月18日に職務代理者と供に調査をしました。地目は畑となっていますが実際には3～40年放置されたところで、切り株とか竹の切り跡とかがあり、また、猪等が掘り返したりしている状況であります。申請地は譲受人の近隣に位置しており長年放置されていたことから植林しておきたいとのことであります。荒廃を防止しつつ山林として有効利用を図りたいということでありました。計画面積の妥当性もありますし、周辺の農地への影響もないと考えますので許可妥当と判断しました。
- 会長 それでは番号11番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号12番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 4番 内容につきましては備考欄のとおりですが、当該申請地の周囲は山林に囲まれております。3月13日に譲受人と電話で譲渡人の直接お会いして聞き取りをいたしました。申請地は30年余り前より耕作をやめ今日では萱が生い茂り荒廃しておりましたが、譲受人より話を持ちかけられ双方の話がまとまったことから、今回の申請に至ったとのことであります。現地確認については3月14日に11番委員と供に行いました。山林に囲まれた周囲の状況から判断すると当該申請は許可相当との認識に至ったところです。なお、この植林をすることによって周辺農地への支障を及ぼす恐れはありません。したがって当申請は許可妥当だと判断しました。
- 会長 それでは番号12番について質疑に入ります。ご意見ご質問をお願いします。



- 3 番 譲受人と譲渡人はどのような関係ですか。
- 4 番 周囲の山林が全て譲受人の所有であることから今回の申請に至ったとのこと。
- 会 長 他にございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第4号 農用地利用集積計画について

- 会 長 事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げて説明。)  
これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各要件を満たしていると考えます。
- 会 長 それでは農用地利用集積計画について質疑に入ります。ご意見ご質問等ございましたらお願いします。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

---

#### 議案第5号 農用地利用配分計画について

- 会 長 内容について事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案を読み上げて説明。)
- 会 長 それでは農用地利用配分計画について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等

ございましたらお願いします。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。農用地利用配分計画について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

---

### 議案第6号 農業経営基盤強化の促進に関する 基本的な構想の一部変更について

会長 内容について事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げて説明。)

会長 それでは農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

6番 表紙に平成22年3月となっているのと、変更が平成29年3月で附則では平成29年2月となっているがおかしいのでは。

事務局 附則については、2月に意見聴取しようとしながらも3月になったので、その部分を訂正し忘れたのだと思いますので担当に申し送ります。また、平成22年3月についても担当に確認して訂正なりしてもらおうよう申し伝えます。  
平成17年7月が正解なのか平成22年3月が正解なのか確認し、次回回答します。

会長 基本的には文言の変更それと合わせて一部改正ということですから、基本的な構想が大幅に変わったということではないのでその辺はご理解いただいて、これも条件付きで精査をしてもらって「可」とさせてもらおうかと思いますが、いかがでしょうか。

委員 異議なし

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会 長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩